

## 財形住宅預金「スーパー型」

(2020年4月1日現在)

1. 商品名と概要	<p>財形住宅預金（積立定期預金）</p> <p>(愛称：財形住宅貯蓄「虹の預金（スーパー型）」・財形住宅預金「スーパー型」)</p> <p>財形住宅は、財形年金と合わせて550万円まで非課税となります。非課税のメリットを活かして、マイホームの資金づくりができます。</p>
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当金庫と財形貯蓄に関する覚書を締結している企業等に勤務されている勤労者の方</li> <li>・ 新規契約は55歳未満の方</li> </ul> <p>なお、勤労者1人1契約に限られているため、他の金融機関と複数の契約はできません。</p>
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積立期間を5年以上とし、毎年定期(1回以上)に積み立てていただきます。</li> <li>・ なお、積立期間5年未満のものでも要件を満たす目的の場合は払い戻すことができます。</li> </ul>
4. お預け入れ方法	
(1) お預け入れ方法	毎月の給与および夏季・年末一時金からの天引きによるお積み立て
(2) お預け入れ金額	1回当たり1,000円以上
(3) お預け入れ単位	1,000円単位
5. 払い戻し方法	<p>以下のいずれかのお支払いに充てる場合に払い戻しができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己の居住する住宅取得費用および増改築費用等</li> <li>・ 住宅の新築・購入（中古住宅を含む）・増改築・修繕・模様替えの対象には制限があります。</li> <li>・ 住宅の取得・増改築等を行う前に資金が必要となる場合は、工事請負契約書（写）または売買契約書（写）の提出により積立残高の90%に相当する額、または住宅の取得等に要する額のいずれか低い額の範囲内で、一度限り一部払い戻しができます。この場合、一部払い戻し日から2年を経過する日または住宅取得等の日から1年を経過する日のいずれか早い日までに残額の払い戻し、または所定の書類の提出が必要になります。</li> </ul> <p>払い戻しには、建物の登記事項証明書や住民票等、所定の書類の提出が必要になります。</p>
6. 利息	
(1) 預入商品・適用金利	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初回預入日から6か月ごとの応当日を「まとめ日」とします。</li> <li>・ 各預入日から5年以上5年6か月以下の間にある最初のまとめ日を満期日とします。</li> </ul> <p><b>【お預け入れ】</b></p> <p>各預入時に、スーパー定期でお預かりし、財形住宅預金「スーパー型」の利率を適用します。</p>

(1) 預入商品・適用金利	<p><b>【預入の継続】</b></p> <p>まとめ日において満期日の到来した預入をスーパー定期に一口にとりまとめて継続し、当該まとめ日における財形住宅預金「スーパー型」の利率を適用します。</p>																		
(2) 利払い方法	<p>払い戻しの際に元金とともにお支払いいたします。</p>																		
(3) 計算方法	<p>スーパー定期（付利単位 1 円、1 年を 365 日として日割計算で 6 か月ごとの複利）の計算方法を適用します。</p>																		
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財形年金と合算で元金（継続時に元金に組入れた利息を含みます。）合計 550 万円までの利息が非課税となります。</li> <li>・ 非課税限度額を超過した場合（超過前の預入金に係る利息も含みます。）は、その後に発生する利息はすべて 20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%・地方税 5%）となります。</li> <li>・ * 復興特別所得税が付加されることにより、2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの 25 年間、20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%）となります。</li> <li>・ 住宅目的以外の払い戻しの場合は全額解約となり原則解約日以前 5 年以内に支払われた利息および中途解約利息について課税されます。</li> </ul>																		
8. 付加できる特約条項	<p>—————</p>																		
9. 満期日前解約（中途解約）の取り扱い	<p>満期日前に解約（中途解約）する場合の利息は、預入ごとにお預け入れ日から解約日の前日までの日数について、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切り捨て）により計算します。（6 か月複利計算）</p> <table border="1" data-bbox="528 1155 1358 1458"> <thead> <tr> <th>中途解約日までの期間</th> <th>中途解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 か月未満</td> <td>中途解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>6 か月以上 1 年未満</td> <td>約定利率×30%</td> </tr> <tr> <td>1 年以上 1 年 6 か月未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1 年 6 か月以上 2 年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>2 年以上 2 年 6 か月未満</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2 年 6 か月以上 3 年未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>3 年以上 4 年未満</td> <td>約定利率×80%</td> </tr> <tr> <td>4 年以上 5 年 6 か月未満</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </tbody> </table>	中途解約日までの期間	中途解約利率	6 か月未満	中途解約日における普通預金の利率	6 か月以上 1 年未満	約定利率×30%	1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率×40%	1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率×50%	2 年以上 2 年 6 か月未満	約定利率×60%	2 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率×70%	3 年以上 4 年未満	約定利率×80%	4 年以上 5 年 6 か月未満	約定利率×90%
中途解約日までの期間	中途解約利率																		
6 か月未満	中途解約日における普通預金の利率																		
6 か月以上 1 年未満	約定利率×30%																		
1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率×40%																		
1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率×50%																		
2 年以上 2 年 6 か月未満	約定利率×60%																		
2 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率×70%																		
3 年以上 4 年未満	約定利率×80%																		
4 年以上 5 年 6 か月未満	約定利率×90%																		
10. 預金保険制度	<p>この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内（1 預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本 1,000 万円までとその利息）で保護されます。</p>																		
11. 金利情報の入手方法	<p>当金庫ホームページをご覧ください。当金庫担当者または窓口にお問い合わせください。</p>																		
12. 苦情処理措置（ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ）	<p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p><b>【窓口：中国労働金庫 お客さま相談窓口】 0120-86-3760</b></p> <p>受付時間 平日 午前 9 時～午後 6 時</p> <p>（土日祝日・振替休日・12 月 31 日～1 月 3 日は休業）</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p>																		

	ホームページアドレス <a href="https://www.chugoku.rokin.or.jp/">https://www.chugoku.rokin.or.jp/</a>
13. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）	<p>・東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、ろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。</p> <p>詳しくは東京三弁護士会、ろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p><b>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】</b> 0120-177-288</p> <p>受付時間 平日 午前9時～午後5時</p>
14. その他参考となる事項	—————